ほぼ週刊コラム「Partnership論」　その５２

**今、日本の最高裁で審理中、「米国partnershipは日本の“法人”に該当するのか？」**

**～～有理数しか知らない人が無理数である円周率（π）を分かろうとする様な…。～～**

2013.06.21　齋藤旬（[www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp)）　rev.2

**今週も短い話題を一つ。**短いが軽くはない。むしろ深刻。日本を「裸の王様」に喩えてみよう。裸の王様（日本。旧式の下着をきてるだけ。）は、自分は素敵な最新流行の衣装を着ているとすっかり思い込み、あろうことかパリのファッションショーにでも出るかと意気込んでいる…という話だ。「王様は裸だよ－」と警告した少年も、もう呆れかえってサジを投げようか --- しかし、私は決して諦めないけどね --- という話だ。どういうことかというと…。

**事件のあらましはこうだ**。日本のある投資家たちが、不動産賃貸業を営む米国デラウェア州法上のLPSと呼ばれるpartnershipに出資した。この投資家たちはこのpartnershipからのdistribution（分配）つまり所得（実際には負の所得）が、日本の所得税法２６条１項の不動産所得に該当すると判断し、その減価償却等の損金を他の所得と損益通算をして所得税の申告をした。つまり「税の減額」を申告したわけだ。

　これに対して日本の税務当局が、不動産所得に該当しないという判断から損益通算を否認し、所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行うとともに、その後の更正の請求に対しても更正すべき理由がない旨の通知処分をしてきたため、この投資家たちがその取消しを求めて提訴した、という経緯。

　この事件は既に、東京・名古屋・大阪の地裁・高裁の計6カ所で裁判が結審し、現在、最高裁で争われている。これら裁判でとどのつまり争点は、「この米国partnershipは、日本の租税法上の法人格が付与されるべきものか否か」ということに絞られた。というのも、今の日本の法体系では、法人格があるとみなされればpass throughは出来ないので、損益通算の否認は当然だということになるし、法人格がないと判断されれば、投資家たちが主張するように構成員課税つまり損益通算が認められるからだ。

　これまでの6カ所の裁判では、三勝三敗の五分。つまり「法人だ」という判決と「法人ではない」という判決が拮抗している。最高裁での判決がどう出るか、巷ではほとんど関心は無い様だが、私の様なpartnership論研究家にとっては、とても大きな関心事だ。

**実は12年ほど前、「米国LLCは、日本の租税法上の法人格が付与されるべきか否か」が**高裁レベルまで争われた。この事件については、東京高裁で「米国LLCは日本の租税法上の“法人”である」という判決が確定している。（平成19年10月10日）　提訴した日本の投資家たちは最高裁まで争うことはしなかった。

　争いを諦めたのは「致し方なし」だと私は思う。というのも、Hansmann, Kraakmanも言う様に、「LLCはpartnershipとcorporateのhybrid」なのだ。言い換えれば、LLCはpartnership-likeだともcorporate-like（つまり、法人-like）だとも言うことが出来る。どちらの見解も間違ってはいない。そう、どちらの見解も正しいからだ。

　コラム３８，３９で書いたが、租税学上、hybrid entityであるLLCをpartnership課税主体として認めてもらえるようになるには、ハーバーマスとラッツィンガーの言うところの「ポスト世俗」あるいは「ポスト合理主義」、即ち、「宗教」と「理性」のアウフヘーベンという西洋社会科学の超特大innovation --- しかもそれが一般の人々にまで浸透すること --- を必要としたのだ。[[1]](#footnote-1)　正確さを犠牲にしてズバリ言うなら、LLCというhybrid entityもnon arm’s length entityに含め、その結果としてLLCが「租税回避権」「税金投入権」「税金被投入権」を行使できることを認めるという「宗教と理性の歩み寄り」「度量の拡大」を必要としたのだ。

　とてもとても日本には未だ、このレベルのことは望めない。LLCの税制上のメリットを活用できる段階には、日本はどう転んでも、達していないのだ。

**しかし今回の争点「米国partnershipは日本の租税法上、法人か否か」については、放置してはおけない**。放置しておけばコラム３８の脚注１で述べた「新陳代謝力」「成長力」を生み出す芽が日本から失われ、日本の息の根が完全に止まる可能性が高いからだ。それともう一つ、日本の最高裁で「世界に大恥をさらす」判決が確定するのはなんとしても避けたい。「法」を学んだ人達がやる気を失えば、政治も行政も経済も既に力を失ったニッポンは、「再生」の最後の術（すべ） --- つまりlaw-making、law-findingの力まで失うことになるからだ。一縷の望みが絶たれてしまう。

　予想される最高裁判決を英語に直してみればその奇っ怪さが直ぐに分かる。「partnershipはcorporate tax entityである。」　高尚なoxymoronにもならない単なるnon-senseだ。

オバマは今回の北アイルランド、ベルファストG8で安倍首相との日米首脳会談を断ったそうだ。キャメロン英首相も言っている様に今回のG8 テーマは「tax, trade, transparency」だ。そこへ、「TPPに入りたい」と言っているのに、最高裁でこんな事「partnershipはcorporate tax entityか否か」が審理されている国がのこのこと現れたのだ。日米首脳会談を断られた本当の理由は分からないけれども、これがもし知られていたなら、「話し合っても仕方がない」と思われて当然だろう。

**サブタイトルに示した「有理数しか知らない人が無理数である円周率（π）を分かろう**とする様な…。」の意味は読者はもうお分かりだろう。日本の今の租税法を含む法体系の範囲内でpartnershipについて幾ら思考しても埒（らち）があかない。それは「有理数しか知らない人が無理数である円周率（π）を分かろうとする様なもの。」「有限な長さの整数を分母分子に持つ分数で円周率（π）を表そうとする様なもの」。あるいは、「実数しか知らない人が、虚数解しか存在しない「」という方程式を解こうとする様なもの」だ。

　絶対に「解」に到達しない。あるいは、無理して解こうとすれば必ず「誤答」する。

**ここは一つ、最高裁で審理およびその補佐に加わる人達に「猛勉」を要請するしかない**。本当は一般の日本人一人一人にまで、西洋に近年起こったことに関する知識が、ある程度「浸透」する必要があるのだが、それを待っていられない事態になった。

　西洋社会科学を、少なくもその組織制度に関して、Hansmann, Kraakmanのいう「共同事業主体としてはpartnershipしかなかった」古代ローマ時代から、現代の『[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1371704783&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform" \t "_blank)』の時代まで、一気に二千年間分を、最高裁で審理およびその補佐に加わる人達に、短時間で「猛勉」してもらうしかない。

　いや。もっと根底からの勉強が必要だ。組織制度進化だけの勉強では足りない。

(1) Subsidiarity, Solidarityが西洋社会の「政」と「教」の奥底に種蒔きされた二千年前から、(2) Charles Taylorが『[A Secular Age](http://www.amazon.co.jp/A-Secular-Age-Charles-Taylor/dp/0674026764/ref=sr_1_1?ie=UTF8&qid=1371691929&sr=8-1&keywords=A+Secular+Age" \t "_blank)（或る世俗的な時代）』と呼ぶ、19世紀末から20世紀末の、西洋にとっては特異的な百年間にSubsidiarity, Solidarityがいっとき舞台の奥に引っ込んだ --- そして「合理主義」「corporate」「マルクス主義」「資本主義」などの考え方・仕組みが前面に大きく出ていた --- 「幕間の寸劇」を経て、(3) 再びSubsidiarity, Solidarityが社会科学公理系として「憲法」以下法体系全般に明確に組み込まれ、それら公理系から演繹されるものとしてlaw-making、law-findingが進行していく21世紀現在、までの二千年間の西洋社会科学進化の流れを一気に猛勉してもらうしかない。

上っ面だけ勉強しても、understandingには達しない。そもそもunderstandを「理解」と和訳するのは、いかにも『[A Secular Age](http://www.amazon.co.jp/A-Secular-Age-Charles-Taylor/dp/0674026764/ref=sr_1_1?ie=UTF8&qid=1371691929&sr=8-1&keywords=A+Secular+Age" \t "_blank)（或る世俗的な時代）』という「幕間の寸劇」に西洋文明を学んだ日本人が陥りそうな「誤訳」だ。understandとは文字通り「～～の下に立つ」こと。普通の日本語で言えば「分かる」「納得」に近い。西洋哲学用語でいえばsubsume（包摂）に近い。「頭」でも「心」でも分かるということだ。決して「理」で「解る」ことだけを意味するものではない。

「世界に大恥をさらす」ことを避けるためにも、是非、最高裁で審理およびその補佐に加わる人達には、二千年に及ぶ西洋社会科学進化をキチンとunderstandしていただきたい。そしてしっかりとしたlaw-making、law-findingの力をつけて、是非、「ニッポン再生」に向けて動き出していただきたい。

**来週の予告編、少し**。International Standardization（国際標準化）の英国代表（BSI）から、Collaborative business relationship management – Framework / 共同ビジネス関係マネジメントの枠組み、について国際標準づくりを開始しようという提案がジュネーブのISO中央事務局に提出された。ある人を介して[その提案コピー](CL_NWIP_Collaborative_business_relationship_management_framework.pdf)が私の所へ舞い込んできた。提案のscopeの第一段落は：

This International Standard will specify requirements for supporting collaborative relationships by providing an effective framework for organizations to identify, establish, maintain, improve and exit collaborative inter-firm relationships. This international standard will provide guidance on the processes required to develop and manage collaboration – inter-organizational relationships such as formal and informal partnerships, alliances, joint-ventures, and collaborative supply chain arrangements – and to optimise the value of such relationships.

というもの。ひと言で言えば、cross-border & inter-firm partnershipの国際標準づくりを開始しようという提案。私の専門分野ズバリそのものだ。同様の提案がフランス代表（AFNOR）からもブラジル代表（ABNT）からも提出されたそうだ。

　提案を受けた日本側窓口である経済産業省基準認証ユニットは、事の軽重も日本側でどこの団体に審議に加わってもらうかについても、はかりかねている。曰く、

「ここ数年、ISOやIECにおいて横断的な分野、担当のわかりにくい分野の新TC/PC設置提案が増加しております。そこで、国内審議団体の皆様への情報提供（最近の国際標準化の傾向や流れ、ISO/IECで取り上げられている案件を相互に知っていただく）と積極的な活動参加の一助としていただく目的で、提案書を定期的に配布することといたしました。」

要は「分からんので丸投げします」ということだ。･･･困ったものだ。この分野は、日本では私一人しか専門家はいない。でも、私一人で研究しているだけだし、国内審議団体になれる様な組織はないし･･･どうしよう？

　しかも日本は7月1日までに、この提案された活動を開始するかどうか、開始するとしたら主要メンバーとして参加するのかそれともオブザーバーメンバーとして参加するのかを回答しなければならない。ウーッ、苦しい。

　「裸の王様」であるニッポンはどうあがいてもパリのファッションショーには出られない。でも今、この地球ではどの国・地域も最新流行の衣装を身にまとってcollaborative inter-firm relationshipsを繰り広げているのだ。

　･･･ということで、来週はこの話題を論じる予定。今週は以上。来週も乞うご期待。

1. 「ポスト世俗」については、以前に紹介したハーバーマスとラッツィンガーによる『[ポスト世俗化時代の哲学と宗教](http://www.amazon.co.jp/%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%83%88%E4%B8%96%E4%BF%97%E5%8C%96%E6%99%82%E4%BB%A3%E3%81%AE%E5%93%B2%E5%AD%A6%E3%81%A8%E5%AE%97%E6%95%99-%E3%83%A6%E3%83%AB%E3%82%B2%E3%83%B3-%E3%83%8F%E3%83%BC%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%82%B9/dp/4000247581/ref=sr_1_1?s=books&ie=UTF8&qid=1371773737&sr=1-1&keywords=%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%83%88%E4%B8%96%E4%BF%97%E5%8C%96%E6%99%82%E4%BB%A3%E3%81%AE%E5%93%B2%E5%AD%A6%E3%81%A8%E5%AE%97%E6%95%99)』（岩波書店、2007年）が参考になるが、それ以外にも、ハーバーマスの『[ああ、ヨーロッパ　ACH, EUROPA](http://www.amazon.co.jp/%E3%81%82%E3%81%82%E3%80%81%E3%83%A8%E3%83%BC%E3%83%AD%E3%83%83%E3%83%91-%E3%83%A6%E3%83%AB%E3%82%B2%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%8F%E3%83%BC%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%82%B9/dp/4000220632/ref=sr_1_1?s=books&ie=UTF8&qid=1371773829&sr=1-1&keywords=%E3%81%82%E3%81%82%E3%80%81%E3%83%A8%E3%83%BC%E3%83%AD%E3%83%83%E3%83%91%E3%80%80ACH%2C+EUROPA)』（岩波書店、2010年）もとても参考になる。特にその第8章「「ポスト世俗化」社会の意味するところ」は、ポスト世俗化が欧米の一般の人々にある程度浸透したことに言及していて興味深い。 [↑](#footnote-ref-1)